

世田谷区談合情報取扱要綱

平成11年2月1日
世経理発第475号

(目的)

第1条 この要綱は、区が発注する契約に係る談合情報に対する取扱いを定め、もって区が締結しようとする契約に関し、公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、区が発注に係るすべての契約に適用する。

(談合情報を検討する委員会等)

第3条 世田谷区入札参加者等選定委員会規程（昭和40年4月世田谷区訓令甲第35号。以下「規程」という。）に基づく世田谷区入札参加者等選定委員会（以下「委員会」という。）は、契約担当者（世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第2条で定める契約担当者をいう。以下同じ。）の所掌する契約に係る談合情報（以下「談合情報」という。）に的確に対処するため、談合情報を検討する。

2 委員会は、談合情報があったときは、規程第2条第4号の規定に基づき、入札執行の是非を審議する。

(談合情報に対する取扱い)

第4条 契約担当者は、談合情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該談合情報について調査を行うものとする。

- (1) 談合情報に関する具体的な物証（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。))が示されているもの
- (2) 談合情報の提供者（以下「情報提供者」という。）の氏名及び連絡先が明らかなもの
- (3) 情報提供者が匿名の場合にあっては、談合情報に係る競争入札において談合によって落札者となることが予定されている者（以下「落札予定者」という。）の商号若しくは名称の情報が含まれているもの又は次のいずれかの事項に係る情報が2以上含まれているもの
 - ア 落札予定者が入札する価格
 - イ 談合に関与した者の氏名、商号又は名称
 - ウ 談合が行われた日時及び場所
- (4) 談合に関与した当事者以外の者が知り得ない情報が含まれているもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が談合情報について調査する必要があると認めたもの
- 2 契約担当者は、前項の調査を行うときは、委員会議案兼報告書（第1号様式）に基づき、談合情報に係る客観的状況を明確にして、公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じ警察へ情報提供を行うものとする。
 - 3 契約担当者は、談合情報について調査の必要があると認めたときは、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）のうち事情を聴取する必要があると認められるものから、事情聴取書（第2号様式）に基づき、談合情報に係る事情を聴取しなければならない。
 - 4 契約担当者は、前項の事情の聴取を終了したときは、入札執行の是非について委員会議案兼報告書により委員会に付議しなければならない。
 - 5 委員会は、契約担当者から前項により付議があったときは、入札執行の是非について審議しなければならない。
 - 6 契約担当者は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者から誓約書（第3号様式）を徴取した上で入札を執行する。
 - 7 契約担当者は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは、入札を取りやめなければならない。
 - 8 契約担当者は、談合情報に対する処理結果を委員会議案兼報告書により区長へ報告しなければならない。

付 則（平成29年11月20日29世経理第511号）

- 1 この要綱は、平成29年11月20日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

委員会議案兼報告書

情報入手年月日	年 月 日 ()	午前・午後 時 分
情報提供者	匿名：同業者・その他・不明	氏名・名称：
連絡先・住所	TEL：	住所等：
入札・契約件名	入札：	契約：
入札・契約日	年 月 日 ()	午前・午後 時 分
入札参加者名		
情報内容		
	いつ	
	何処で	
	誰が	
	何を	
	どのように	
	相手の狙い (分かる範囲で)	
受付者名		
担当者名		
公正取引委員会への通知	年 月 日通知	FAX・郵送・その他 ()
警察への情報提供	年 月 日	FAX・郵送・その他 ()

第2号様式（第4条関係）

事情聴取書

件名：

事情聴取実施日：

事情聴取実施場所：

事情聴取者：

事情聴取を受けた者：

事情聴取立会人：

聴取事項	回答
本件入札に関して、談合等不正行為の話を耳にしたことがありますか。	
本件入札に関して、開札前に落札者が決定しているという情報がありますが、そのような事実がありますか。	
本件入札に関して、入札金額があらかじめ決まっているという情報がありますが、そのような事実がありますか。	
本件入札に寄せられた談合情報についてどのように感じますか。	
貴社の談合防止の取り組みや対策についてお聞かせください。	
その他、契約担当者が特に聴取の必要があると認める事項	

第3号様式（第4条関係）

誓約書

年 月 日

世田谷区契約担当者 あて

(商号・名称)

(住 所)

(代表者)

印

当社は、世田谷区発注の入札に関し、談合等不正行為を行った事実はないことを誓約するとともに、今後も行わないことを誓約いたします。

後日、談合等不正行為が判明した場合においても、世田谷区からのいかなる処分に対して、不服・異議の申し立てはいたしません。

なお、この誓約書の写し、及び本件に関する一切の調査書類が公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。